

障害基礎年金を受給中のひとり親家庭の皆さん

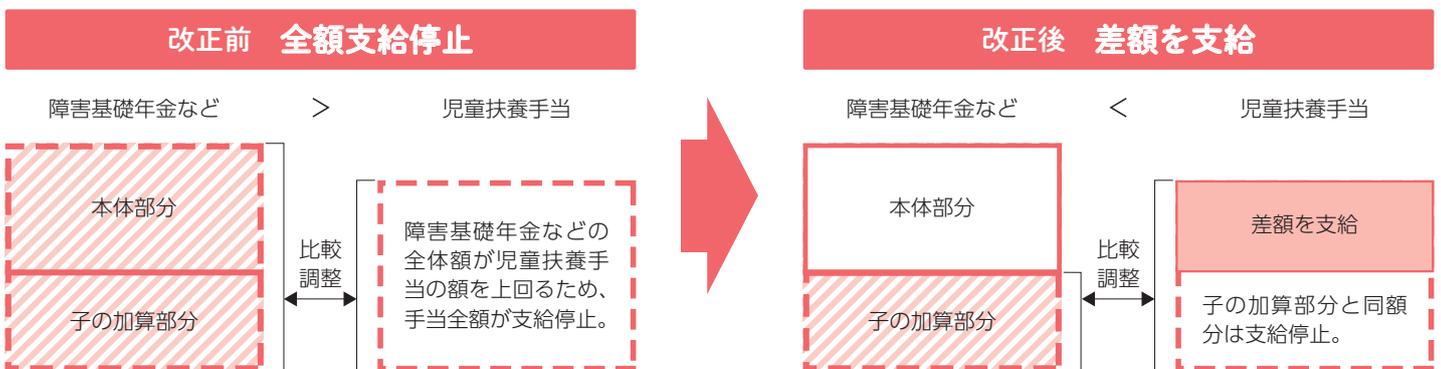
児童扶養手当と併給調整する 障害基礎年金などの範囲が変わります

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

これまで18歳以下（一定の障がいがあるときは20歳未満）の子どもを養育し、かつ障害基礎年金などを受給している人は、障害基礎年金などの額が児童扶養手当の額を上回る場合には児童扶養手当を受給できませんでしたが、「児童扶養手当法」の一部が改正され、令和3年3月分（5月支払い）から、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

ただし、遺族年金・老齢年金・労災年金・遺族補償などの障害年金以外の公的年金などや障害厚生年金（3級）のみを受給している人は、これまでと変更はありません。

すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人は、申請不要です。認定を受けていない人は申請してください。



令和3年度のタクシー料金助成利用券の 受け付けが始まります

◎問い合わせ 福祉課 ☎0561・56・0732
高齢者支援課 ☎0561・56・0735

対象者

【障がいのある人】

次の①～③のいずれかを持っている町内在住者 ※他市町の介護保険被保険者は対象外

①身体障害者手帳（1～3級） ②療育手帳（A・B判定） ③精神障害者保健福祉手帳（1～2級）

【高齢者】

次の④～⑥を全て満たす町内在住者

④75歳以上で一人暮らし、または75歳以上のみの世帯に属する

⑤自家用車などの交通手段がなく、隣地などに自家用車を所有する親族がいない

⑥町民税の非課税世帯に属する

助成内容

タクシー料金助成利用券（1枚200円、1回の使用枚数の上限なし）を渡します。

障がいのある人：1人年間1冊（90枚つづり） 高齢者：1人年間1冊（60枚つづり）

有効期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

申請

3月22日（月）から受け付けます。

障害者手帳（障がいのある人）、印鑑をお持ちの上、

障がいのある人は福祉課、高齢者は高齢者支援課へお越しください。

